

第二条に次の四号を加える。

十二 臨床教授等 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第四項に規定する医療機器の研究開発を含む。以下同じ。）を目的として本邦に入国した外国医師又は外国歯科医師が、臨床教授等病院においてその外国において有する第四号イ又は口に掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、同号イ又は口に定める業を行うことをいう。

十三 臨床教授等病院 高度かつ専門的な医療を提供する病院として厚生労働省令で定める病院のうち厚生労働大臣が指定する病院をいう。

十四 臨床教授等外国医師 第二十一条の三第一項の許可を受けた外国医師をいう。

十五 臨床教授等外国歯科医師 第二十一条の三第一項の許可を受けた外国歯科医師をいう。

第二章 臨床修練

第三条第一項中、「外国看護師等」の下に（次条第一項において「外国医師等」という。）を加え、

同条第二項中「以下」の下に「この章において」を加え、基準に」を「基準のいずれにも」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国している者

ロ 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国しようとしている者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第二項の規定により証明書が交付されている者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）

第三条第二項第二号及び第三号中「の区分」を「に相当する資格の区分」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「こと」の下に（当該者が患者に与えた損害を臨床修練病院等の開設者が当該者に代わり、又は当該者と連帯して賠償することとしている場合を除く。）を加え、同号を同項第四号とし、同条第八項中「許可」の下に「及び第六項の規定による許可の有効期間の更新」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 厚生労働大臣は、正当な理由があるとき、厚生労働省令で定めるところにより、許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年（外国看護師等にあつては、一年）を限度としてその有効期間を更新することができる。

第四条第一項中、「外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等」を「外国医師等」に改め、同条第二項中、「臨床修練外国看護師等」の下に（第八条第二号 第九条第一項及び第十七条において「臨床修練外国医師等」という。）を加える。

第五条中「有効期間」の下に（第三条第六項の規定により有効期間が更新された場合にあつては当該更新後の有効期間）を加え、及び」を「及び」に改める。

第六条第二項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第三号中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改める。

第八条の見出しを（臨床修練指導医等の選任）に改め、同条中「厚生労働大臣は、その申請に基づき」を「臨床修練病院等の開設者は」に改め、と認める、を削り、臨床修練指導者」の下に（次条第一項及び第十条において「臨床修練指導医等」という。）を加え、認定する」を「選任しなればならない」に改め、同条第二号中「第三条第二項第四号の厚生労働省令で定める外国語」をその指導監督する臨床修練外国医師等が使用する言語」に改める。

第九条第一項中「臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者は、臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等」を「臨床修練指導医等は、臨床修練外国医師等」に改める。

第十条の見出しを（臨床修練指導医等の解任）に改め、同条第一項中「厚生労働大臣は、臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者は、臨床修練指導医等」を「臨床修練指導医等」に、その認定を取り消すものとする」を「当該臨床修練指導医等を解任しなければならぬ」に改め、同項第一号中「認定」を「選任」に改め、同条第二項を削る。

第十一条第一項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等（以下この項において「臨床修練病院等」という。）において同条第四号に規定する」に、同法第二条第五号」を「同条第六号」に、病院を「臨床修練病院等」に、同法第二条第六号」を「同条第七号」に改める。

第十二条第一項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等（以下この項において「臨床修練病院等」という。）において同条第四号に規定する」に、病院を「臨床修練病院等」に改める。

第十四条第一項、第十五条並びに第十六条第三項、第五項及び第十項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号」に、指定病院」を「臨床修練病院等」に改める。

第十七条中「臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等」を「臨床修練外国医師等」に改める。

第十八条及び第十九条中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）に改める。

第二十一条の次に次の一条、一章、章名及び一条を加える。

（厚生労働省令への委任）

第二十一条の二 この章に定めるもののほか、許可及び臨床修練病院等に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 臨床教授等

（臨床教授等の許可）

第二十一条の三 外国医師又は外国歯科医師は、その外国において有する次の各号に掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、臨床教授等を行うことができる。

一 医師 医師法第十七条

二 歯科医師 歯科医師法第十七条

2 厚生労働大臣は、前項の許可（以下この章において「許可」という。）を受けようとする者が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。

一 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入国している者

ロ 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入国しようとしている者（出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の規定により証明書が交付されている者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）

二 許可の申請に係る第二条第四号イ又は口に掲げる資格に相当する資格の区分に応じそれぞれ臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有すること。